

仕 様 書

契約件名 いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事

工 期 契約日の翌日から令和8年3月31日

場 所 福島県いわき市内郷綴町字舟場1-135

福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所

1. 工事内容

受注者は、別添「設計内訳書」及び「設計図」に基づき、福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所の外壁修繕工事を実施し、またその他附帯する工事一式を行うこと。

2. 養生及び安全の確保

- (1) 受注者は、工事に必要な機材等の搬入・搬出にあたっては、事前に適切な養生を行い、既存の施設、物品等に損害を与えないよう十分に注意すること。
- (2) 受注者は、工事を開始する前に「工事のお知らせ」の看板等を掲示し、工事が行われることを利用者及び職員に認識してもらうこと。
- (3) 受注者は、資機材及び残材等近隣への飛散を防止すること。また、資材置き場の立ち入り禁止対策を行うこと。
- (4) 受注者は、構内で接触事故の無いよう最徐行運転を行う等十分に注意すること。
- (5) 受注者は、工事にあたり既存の施設、物品等に損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修復あるいは代替品をもって弁償すること。

3. 監督及び検査

(1) 監督

受注者は、本仕様書の各事項に不明な点がある場合は、発注者の指定する監督職員と打合せのうえ、その指示に従うこと。

(2) 検査

受注者は、工事を完成させたときはその旨を発注者に通知し、発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

なお、受注者は、検査の結果不良箇所を認めたときは、直ちに交換若しくは補修しなければならない。

4. その他

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに工程について監督職員あて連絡すること。
- (2) 受注者は、施工前に現場代理人及び主任技術者を選任し、届け出ること。
- (3) 受注者は、工事を頭書に掲げる工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとする。
- (4) 受注者は、工事にあたり事前に監督職員と十分な打合せを行い、業務に支障を来さな

いよう十分な配慮を行うこと。

- (5) 受注者は、荷揚げ、荷下ろしに伴い駐車場を使用する場合は、事前に監督職員と協議の上日程を決定し、作業を行うこと。
- (6) 受注者は、工事に伴って発生した廃材は適法に受注者の責任において完全に処分すること。
- (7) 受注者は、原則平日9：00～17：00に作業を行うこととするが、やむを得ない場合は発注者と協議の上、休日（土・日曜日及び祝祭日）の作業も可能とする。
- (8) 受注者は、本工事を当該仕様書に基づき施工するものとする。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」等ならびに諸関係法規及び規則に準拠し、安全かつ円滑に施工すること。その他必要事項は監督職員の指示に従うこと。

設 計 内 訳 書

工事名称： **いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事**

金 円

(工事価格) 金 円

(種目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	金額	摘要
直接工事費					
I 建築工事	改修	1	式		
II 電気設備工事	改修	1	式		
III 機械設備工事	改修	1	式		
計					
共通費					
I	共通仮設費積上分	1	式		
	共通仮設費	(監理事務所不要)	1	式	
	計				
II 現場管理費		1	式		
III 一般管理費		1	式		
計					
合計(工事価格)					
端数調整		1	式		
合計(工事費)					
消費税等相当額		1	式		
総合計(工事費)					

項目	名 称	種 別・形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
I	建築工事						
1,	直接仮設工事		1	式			
2,	改修工事						
2,1	外壁改修工事		1	式			
2,2	塗装改修工事		1	式			
2,3	防水改修工事		1	式			
2,4	その他工事		1	式			
	計						
3,	発生材						
3,1	発生材 積込・運搬		1	式			
3,2	発生材 処分		1	式			
	計						
II	電気設備工事						
1,	改修工事		1	式			
III	機械設備工事						
1,	改修工事		1	式			
	共通費積上げ		1	式			

項目	名 称	種 別・形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
2.	改修工事						
2,1	外壁改修工事						
	施工前調査	外壁面・植込み擁壁RC面	499	m2			
	下地処理	高圧水洗浄 既存外壁・植込み擁壁RC面	499	m2			
	下地調整	塗膜脆弱部撤去 ケレン(飛散防止共)/剥離剤	49.9	m2			
	下地調整	カチオン系セメント下地材	49.9	m2			材工共
	下地調整	躯体欠損部、鉄筋錆止共 樹脂モルタル補修 100角程度	4.0	か所			材工共
	下地調整	躯体欠損部、鉄筋錆止共 樹脂モルタル補修 150角程度	2.0	か所			材工共
	下地調整	躯体欠損部、鉄筋錆止共 樹脂モルタル補修 200角程度	4.0	か所			材工共
	下地調整	躯体欠損部、鉄筋錆止共 樹脂モルタル補修 250角程度	2.0	か所			材工共
	下地調整	躯体欠損部、鉄筋錆止共 樹脂モルタル補修 300角程度	1.0	か所			材工共
	下地調整	躯体欠損部、鉄筋錆止共 樹脂モルタル補修 350角程度	1.0	か所			材工共
	外壁クラック補修	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2~1.0mm	74.9	m			材工共
	可とう形改修塗材E	さざ波状ローラー シリコン樹脂	499	m2			材工共
	計						
2,2	塗装改修工事						
	下地調整	建具ほか 鉄部	45.4	m2			
	DP塗装	建具ほか 鉄部	45.4	m2			
	下地調整	手摺 鉄部 細物	30.0	m			
	DP塗装	手摺 鉄部 細物	30.0	m			
	計						
2,3	防水改修工事						
	シーリング	MS-2 25×10 外壁横目地	225	m			既存撤去共
	シーリング	MS-2 15×10 開口部	282	m			既存撤去共
	計						

いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事

図面リスト		
図面番号	図面内容	縮尺
01	改修特記仕様書(1)	NON
02	改修特記仕様書(2)	NON
03	改修特記仕様書(3)	NON
04	改修特記仕様書(4)	NON
05	改修特記仕様書(5)	NON
06	配置図・案内図	1:300
07	平面図	1:100
08	改修前・後 北立面図	1:50
09	改修前・後 南立面図	1:50
10	改修前・後 東立面図	1:50
11	改修前・後 西立面図	1:50
12	仮設計画図(参考図)	1:100



<p>いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事 特記仕様書</p> <p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 福島県いわき市内郷綴町舟場1-135</p> <p>2. 敷地面積 _____</p> <p>3. 工事種目 直接仮設工事 外壁改修工事 塗装改修工事 防水改修工事</p> <p>4. 工事範囲 図示</p> <p>II 建築改修工事仕様</p> <p>(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)最新版」(以下「改修標準仕様書」という。)による。 図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)最新版」(以下「標準仕様書」という。)による。</p> <p>(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は(/)図、機械設備工事の特記仕様書は(/)図による。</p> <p>(3) 本特記仕様書の表記 1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) ☒印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和2年2月7日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。</p>	<p>1 章 各章共通事項</p> <p>○適用基準</p> <p>1) 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 建築物解体工事共通仕様書(最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築工事標準単価積算基準(最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築数量積算基準(最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> <p>2) 本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図(最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課</p> <p>○適用区分</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速(Vo=30m/s) 地表面粗度区分(Ⅲ) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表() (1.4.1)[1.4.1]</p> <p>○環境への配慮</p> <p>1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性(フタル酸ジエーノブチル及びフタル酸ジエーノエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1.4.2)[1.4.2]</p> <p>○材料の品質等</p> <p>1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し等)を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 ・床型枠用鋼製デッキプレート・鉄鋼柱下無収縮モルタル ・無収縮グラウト材・既製調合モルタル(タイル工用) ・既製調合目地材・ルーフドレン・吸水調整材</p>	<p>2 章 仮設工事</p> <p>○足場等</p> <p>1) 養生方法等 ○既存部分 養生方法(・ ※ビニルシート、合板) ・既存家具、既存設備等 養生方法(・ ※ビニルシート等) ・既存ブラインド、カーテン等 養生方法(・ビニルシート等) 保管場所(・図示) ・固定された備品、机、ロッカー等の移動(・図示) 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。</p> <p>○既存部分の養生</p> <p>1) 養生方法等 ○既存部分 養生方法(・ ※ビニルシート、合板) ・既存家具、既存設備等 養生方法(・ ※ビニルシート等) ・既存ブラインド、カーテン等 養生方法(・ビニルシート等) 保管場所(・図示) ・固定された備品、机、ロッカー等の移動(・図示) 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。</p>	<p>・錠前類 ・クローザ類 ・自動扉機構 ・自閉式吊り引戸機構(手動開き式)・重量シャッター ・軽量シャッター ・オーバーヘッドドア ・防水剤 ・現場発泡断熱材(特定のフロンによるものを除く) ・フリーアクセスフロア ・可動間仕切 ・移動間仕切 ・トイレブース ・煙突用成形ライニング材 ・天井点検口 ・床点検口 ・グレーチング ・トップライト ・ポリマーセメントモルタル ・鋳鉄製ふた</p> <p>・騒音・粉じん等の対策 [2.1.3]</p> <p>・防音パネル ・防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲</p> <p>○設置する(設置範囲 ○工事に必要な範囲) ・設置しない) 防護シート○設置する(設置範囲 ○工事に必要な範囲) ・設置しない) 内部足場 ・設置する(※脚立、足場板等) ・設置しない) 材料、撤去材等の運搬方法 種別(・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ・E種) C種:利用可能なエレベーター () D種:利用可能な階段 ()</p> <p>○仮設間仕切り [2.3.2][表2.3.1]</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>仕上げ(厚さmm)</th> <th>塗装</th> <th>充填</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td>・せつこうボード 種類() 厚さ(mm ※9.5mm)</td> <td>・なし ・片面</td> <td>グラスウール 厚さ (mm)</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・合板 材種() 厚さ(mm ※9mm)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※C種</td> <td>防災シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種別	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填	・A種	・せつこうボード 種類() 厚さ(mm ※9.5mm)	・なし ・片面	グラスウール 厚さ (mm)	・B種	・合板 材種() 厚さ(mm ※9mm)			※C種	防災シート			<p>・既存下地の処理 [3.2.6]</p> <p>既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 図示 POS工法及びPSI工法(機械的固定工法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 ・ ※改修標準仕様書3.2.6(4)(g)①~③による 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理 ・図示 ※監督職員と協議する</p> <p>○アスファルト防水 [3.3.2~5]</p> <p>屋根保護防水 防水層の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材☒</th> <th>絶縁用シート</th> </tr> <tr> <td>・P2A</td> <td>・A-1 ・A-2 ・A-3</td> <td></td> <td></td> <td>・ ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上</td> </tr> <tr> <td>・P1B</td> <td>・B-1 ・B-2 ・B-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・P2A I</td> <td>・AI-1 ・AI-2 ・AI-3</td> <td></td> <td>(種類) JISA9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種b A(スキン層付き) (厚さ) ・25mm ・50mm</td> <td>・ ※フラットヤーンクロス70g/m²程度</td> </tr> <tr> <td>・P1B I ・T1B I</td> <td>・BI-1 ・BI-2 ・BI-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ 用途による区分 材料構成による区分 ※R種 厚さ mm以上 ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ 用途による区分 材料構成による区分 ※R種 厚さ mm以上 ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ※水下 80mm以上 床タイル張り ※水下 60mm以上</p> <p>屋根露出防水 防水層の種類</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">断熱材☒</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> <tr> <td>・M4C</td> <td>・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4</td> <td></td> <td></td> <td>・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による</td> <td>※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による</td> <td>脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用 ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・M3D ・POD</td> <td>・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・POD I ・M3D I ・M4D I</td> <td>・DI-1 ・DI-2</td> <td></td> <td>改修標準仕様書3.3.2(9) (種類) (厚さ) ・25mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 脱気装置 個 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示</p>	工法	種別	施工箇所	断熱材☒	絶縁用シート	・P2A	・A-1 ・A-2 ・A-3			・ ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上	・P1B	・B-1 ・B-2 ・B-3				・P2A I	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		(種類) JISA9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種b A(スキン層付き) (厚さ) ・25mm ・50mm	・ ※フラットヤーンクロス70g/m ² 程度	・P1B I ・T1B I	・BI-1 ・BI-2 ・BI-3				工法	種別	施工箇所	断熱材☒	仕上塗料		備考	種類	使用量	・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用 ドレン ・設ける ・設けない	・M3D ・POD	・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4						・POD I ・M3D I ・M4D I	・DI-1 ・DI-2		改修標準仕様書3.3.2(9) (種類) (厚さ) ・25mm				<p>資格/番号 氏名 印</p> <p>資格/番号 氏名 印</p> <p>検査 製図</p> <p>代表設計者 一級建築士 石山 徳昭 第200364号</p> <p>担当設計者 一級建築士/第367548号 青海川 連</p> <p>2023.08.04 2023.08.01</p> <p>一級建築士事務所 有限会社 石山設計事務所 ISHIYAMA ARCHITECT & ASSOCIATES OFFICE 山形県事務所登録(1103)第1096号</p> <p>工事名 いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事</p> <p>図名 改修特記仕様書(1)</p> <p>作図年月日 2023年 8月 日 縮尺 A1版 NON A3版 NON</p> <p>図面番号 01 12</p>
	種別	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填																																																																								
・A種	・せつこうボード 種類() 厚さ(mm ※9.5mm)	・なし ・片面	グラスウール 厚さ (mm)																																																																									
・B種	・合板 材種() 厚さ(mm ※9mm)																																																																											
※C種	防災シート																																																																											
工法	種別	施工箇所	断熱材☒	絶縁用シート																																																																								
・P2A	・A-1 ・A-2 ・A-3			・ ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上																																																																								
・P1B	・B-1 ・B-2 ・B-3																																																																											
・P2A I	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		(種類) JISA9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種b A(スキン層付き) (厚さ) ・25mm ・50mm	・ ※フラットヤーンクロス70g/m ² 程度																																																																								
・P1B I ・T1B I	・BI-1 ・BI-2 ・BI-3																																																																											
工法	種別	施工箇所	断熱材☒	仕上塗料		備考																																																																						
				種類	使用量																																																																							
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用 ドレン ・設ける ・設けない																																																																						
・M3D ・POD	・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4																																																																											
・POD I ・M3D I ・M4D I	・DI-1 ・DI-2		改修標準仕様書3.3.2(9) (種類) (厚さ) ・25mm																																																																									

改質 アスファルトシート防水

屋内防水 工法 種別 施工箇所 保護層

E-1の工程3を行う部位 (貯水槽、浴槽等常時水に接する部位)

押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度 屋上排水溝 図示

[3.4.2、3]

防水層の種類 工法 種別 施工箇所 断熱材G 仕上塗料 備考

改質アスファルトシートの種類及び厚さ 用途による区分 材料構成による区分 ※R種 厚さ mm以上 ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ 用途による区分 材料構成による区分 ※R種 厚さ mm以上 ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ 用途による区分 材料構成による区分 ※R種 厚さ mm以上 ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※改質アスファルトシートの製造所の指定 設置数量 個 ※改質アスファルトシートの製造所の指定 屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿シート (設置する 設置しない) 押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度

[3.5.2~4] [表3.5.1~3]

防水層の種類

工法 種別 施工箇所 断熱材G 仕上塗料 備考

S-M2の場合で立上りが、接着工法の場合 立上り面のシート厚さ (※1.5mm) S1-M1及びS1-M2の場合の防湿用フィルム (設置する 設置しない)

屋内防水 防水層の種類

種別 施工箇所 保護層 平場のモルタル塗り 立上り部の保護モルタル塗厚さ

床塗りの場合の床の目地 目地割り (※2㎡程度 最大目地間隔3m程度) 目地の種類 (※押し目地) ルーフィングシートの種類及び厚さ 種類 厚さ mm ※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による 絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質及び寸法形状 ※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの片面若しくは両面に樹脂を積層加工した鋼板

塗膜防水

[3.6.2、3]

工法 種別 施工箇所 仕上塗料 備考

ウレタンゴム系塗膜防水X-1 (絶縁工法)の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※主材料の製造所の仕様による 設置数量 個 ※主材料の製造所の仕様による

工法 種別 施工箇所 各工程数及び各工程の使用量 保護層

[3.1.4] [3.7.2、3、7、8]

シーリング改修工法の種類 シーリング充填工法 シーリング再充填工法 拡張シーリング再充填工法 フリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所 シーリング材の種類(記号) 外壁横目地 MS-2 外部建具周り MS-2

シーリング材の目地寸法 図示 ※改修標準仕様書3.7.3(1)(ア)~(イ)による シーリング材の接着性試験 ※簡易接着性試験 引張接着性試験

[3.8.2、3]

といその他の材種 配管用鋼管 硬質ポリ塩化ビニル管 ルーフドレン ルーフドレンの材種その他

種別 材種 張掛け幅

とい受金物 材種 ※溶融亜鉛めっきを行ったもの 形状 ※市販品 (とい径100以下) ※25×4.5以上 (とい径100を越えるもの)

取付け間隔 足金物 材種 ※溶融亜鉛めっきを行ったもの 形状 ※市販品 取付け間隔 多雪地域の軒どい取付間隔 適用する 適用しない

アルミニウム製笠木

[3.9.2、3]

種類・オープン形式 (押出250形・押出300形・押出350形) 板材折曲げ形 (オープン形式 シール形式) 本体幅 () mm 板厚 () mm ※2.0mm

表面処理 種別 着色 標準色 () 特注色 () 既存笠木等の撤去 行う (範囲 図示) 行わない

地下補修の工法 図示 板材折曲げ形の笠木の取付方法 図示 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力の (1 1.15 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

[1.5.2、3]

施工数量調査

調査範囲 外壁改修範囲 図示の範囲 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。既存部分の破壊を行った場合の補修方法 図示 調査報告書の部数 2部

試験

既存塗膜付着強度試験 (方法や基準数値はJIS規格による) 位置 図示 (各面1か所)

[4.2.2]

ポリマーセメントモルタル

性能表 項目 品質・性能

ポリマーセメントスラリー

[4.2.2]

性能表 広がり 長さ 引張接着性 曲げ性能 吸水性 耐久性

保水係数 0.35~0.55 粘調係数 0.50~1.00

・既調査
モルタル

[4. 2. 2]
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

(品質・性能)

項目	品質・性能	
保水率	70.0%以上	
単位容積質量	1.80kg/L以上	
接着強さ	標準時	0.60N/mm2 以上
	温冷繰返し後	0.40N/mm2 以上
長さ変化率	0.20%以下	
曲げ強さ	4.0N/mm2 以上	

(試験方法)
(1) 試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。

(2) 保水率の試験方法
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス(縦150mm、横150mm、厚さ5mm)の上にJIS P3801「ろ紙(化学分析用)」に規定する5Aろ紙(直径11cm)をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく(内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm)を設置し、(1)で調製した試料を金べらで平滑に詰込む。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がり最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率=50/平均値×100
(注) 50:リング型わくの径 mm

(3) 単位容積質量の試験方法
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。

(4) 接着強さ(標準時)の試験方法
イ) 適用タイルが「モザイクタイル」の場合
(試験体の作製)
JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに(1)で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。
直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押し出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル(外のり寸法約300mm×300mm)」を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
(試験方法)
JIS A 6909「建築用仕上塗材」の7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。(全てが0.6N/mm2以上を確保していること)
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
T : タイルの母材破断
TM : 既調査モルタルとタイルの界面破断
M : 既調査モルタルの母材破断
MG : 既調査モルタルと下地板の界面破断
G : 下地板の母材破断
ロ) 適用タイルが「小口タイル・二丁掛タイル」の場合
(試験体の作製)
JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに(1)で調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。
直ちに JIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押し出またはプレス成形による施ゆうの「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。

4章 外壁改修工事(コンクリート打放し仕上げ外壁改修)

(5) 接着強さ(温冷繰返し後)の試験方法
(試験体の作製)
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々(4)接着強さ(標準時)の試験方法の「試験体」と同様とする。
(温冷繰返し試験)
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A 6909に規定する「建築用仕上塗材」にの7.11温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに-20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
(温冷繰返し後の接着強さ試験方法)
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。(全てが0.4N/mm2以上を確保していること)
(6) 長さ変化率の試験方法
JIS A6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9長さ変化率に準ずる。

○ひび割れ部改修工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.4, 5]

○樹脂注入工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.4, 5]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)	延べ長さ(m)	箇所数(-)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満 0.3以上～0.5未満 0.5以上～1.0未満	・ ・ ・	・130 ・ ・		
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満 0.3以上～0.5未満	・100 ・	・40 ・		
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	・150～250 ・	・130 ・		

エポキシ樹脂
○低粘度形(0.5mm未満)
○中粘度形(0.5mm以上)
注入状況の確認方法
・
※コアの抜き取りを行う
抜き取り回数
・
※長さ500mごと及びその端数につき1個
抜き取り部の補修方法
・
※図示

・Uカットシール材充填工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	延べ長さ(m)	箇所数(-)
・可とう性エポキシ樹脂	0.2以上～0.3未満		
	0.3以上～0.5未満		
	0.5以上～1.0未満		
	1.0超過		
・シーリング材	1.0超過～1.5未満		
	1.5以上～2.0未満		
	2.0以上～未済		

シーリング材
充填材料の種類
・
※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填
・行う
・行わない

・シール工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	延べ長さ(m)	箇所数(-)
・パテ状エポキシ樹脂	0.2未満		
・可とう性エポキシ樹脂			

○欠損部改修工法

[4.1.4][4.2.2][4.3.7]

工法の種類	材料	平均深さ(mm)	平均広さ(m)	延べ箇所数
※充填工法	ポリマーセメントモルタル	5～10未満		
		10～15未満		
		15～20未満		
		20～25未満		
		25～30未満		
	エポキシ樹脂モルタル	30～35未満		
		35～40未満		

[4.1.4][4.2.2][4.4.5, 6]

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)	延べ長さ(m)	箇所数(-)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満 0.3以上～0.5未満 0.5以上～1.0未満	・ ・ ・	・130 ・ ・		
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・100 ・	・40 ・		
	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	・70 ・		
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	・150～250 ・	・130 ・		

エポキシ樹脂
・低粘度形(0.5mm未満)
・中粘度形(0.5mm以上)
注入状況の確認方法
・
※コアの抜き取りを行う
抜き取り回数
・
※長さ500mごと及びその端数につき1個
抜き取り部の補修方法
・
※図示

・Uカットシール材充填工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	延べ長さ(m)	箇所数(-)
・可とう性エポキシ樹脂	0.2以上～0.3未満		
	0.3以上～0.5未満		
	0.5以上～1.0未満		
	1.0超過		
・シーリング材	1.0超過～1.5未満		
	1.5以上～2.0未満		
	2.0以上～未済		

シーリング材
充填材料の種類
・
※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填
・行う
・行わない

・シール工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	延べ長さ(m)	箇所数(-)
・パテ状エポキシ樹脂	0.2未満		
・可とう性エポキシ樹脂			

・浮き部改修工法

モルタル塗替え工法
・現場調査材料
(セメントは改修標準仕様書8.2.5[コンクリートの材料及び調査](1)による)
・既調査材料()
既製目地材・使用する(形状・図示)
仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置
※図示

[4.1.4][4.2.2][4.4.10～15]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡)		注入口の箇所数(箇所/㎡)		注入量(mL/箇所)	延べ広さ(㎡)	
	一般部	指定部	一般部	指定部		一般部	指定部
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16	※25	-	-	※25		
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20	※25		
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13	※20	※12	※20	※50		
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※9	※16	-	-	※25		
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16	※25		
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9	※16	※9	※16	※50		

アンカーピンの材質
・
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
注入口付アンカーピンの材質
・
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度

工法の種類	材料	平均深さ(mm)	平均広さ(m)	延べ箇所数
※充填工法	ポリマーセメントモルタル	5～10未満	・130	
		10～15未満		
		15～20未満		
		20～25未満		
		25～30未満		
	エポキシ樹脂モルタル	30～35未満		
		35～40未満		
・モルタル塗替え工法	現場調査材料			
	既調査材料			

モルタル塗替え工法
・現場調査材料
(セメントは改修標準仕様書8.2.5[コンクリートの材料及び調査](1)による)
・既調査材料()
既製目地材・使用する(形状・図示)
仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置
※図示

○石綿含有建材の除去工事 [9.1.1、3~5]

施工調査
 ※石綿含有建材の事前調査
 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。
 調査範囲 (○)施工範囲全て (図示)
 貸与資料 ()
 ・分析による石綿含有建材の調査
 分析対象
 アクテノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
 分析方法

材料名	定性分析方法	定量分析方法
・	JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2	JIS A 1481-3 又は JIS A 1481-4
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
・	・ 箇所	・ 箇所

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所 (図示)

・石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用名称	測定時期	測定場所	測定箇所数 (各施工箇所ごと)
・測定1	処理作業前	処理作業室内	・計点
・測定2		調査対象室 外部の付近	・計点
・測定3	処理作業中	処理作業室内	・計点
・測定4		セキュリティゾーン入口	・計点
・測定5		集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ・計点
・測定6	処理作業中	処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	・計点
・測定7	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	・計点
・測定8	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	・計点
・測定9		調査対象室外部 の付近	・計点

測定方法
 ・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定4 ・測定5	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ 直径(mm)	試料の吸引 流量(L/min)	試料の吸引 時間(min)
・測定4 ・測定5	25	5	30
・測定	47	10	120
・測定	47	10	240

石綿含有建材の処理
 ・石綿含有吹き付け材の除去
 除去対象範囲 (図示)
 除去工法 (※9.1.3(2)(7)による)
 ※湿潤化 (図示)
 ※固化
 除去した石綿含有吹き付け材等の処分
 ・埋立処分(管理型最終処分場)
 ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

追記事項(1章 一般共通事項)

○ 官公署その他への届出手続等 (1.1.3) [1.1.3]
 受注者は完了検査(中間検査を含む)時には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料等(報告書等)を用意すること。

・ 概成工期 (1.2.1) [1.2.1]
 工事期限より 日 前

・ 電気保安技術者 (1.3.3) [1.3.3]
 ・ 適用する ※適用しない

・ 施工条件
 工事用車両の駐車場 ※図示
 資機材置場 ※図示
 建設発生土の仮置場(埋戻し及び盛土用) ※図示

・ 工事の一時中止

○ 発生材の処理等 (1.3.11) [1.3.12]
 ・現場において再利用をするもの()
 ・発注者に引渡しを要するもの(・金属類 ・PCB含有物)
 ・特別管理産業廃棄物(・廃石綿 ・PCB含有物)
 ・PCB含有シーリング材の処理
 1) 工事範囲 ※第一次判定 ・第二次判定
 ・除去処理工事
 2) 第一次判定
 現場においてサンプルを採取し、日本シーリング材工業会で分析を行うこと。
 サンプル採取部位 ※外壁目地 ※外部建具周囲目地 (図示)
 サンプル採取数 ※部位毎に各1箇所 (図示)
 3) 第二次判定
 現場においてサンプルを採取し、専門試験機関で分析を行うこと。
 サンプル採取部位 ※外壁目地 ※外部建具周囲目地 (図示)
 サンプル採取数 ※部位毎に各1箇所 (図示)
 4) 除去処理工事
 除去処理範囲 ※外壁面及び外部建具周囲 (図示)

・石綿含有保温材等の除去
 除去対象範囲 (図示)
 除去工法 (図示)
 ・破砕して除去 (手ばらし)
 除去した石綿含有保温材等の飛散防止
 ※湿潤化 (図示)
 ※固化
 除去した石綿含有保温材等の処分
 ・埋立処分(管理型最終処分場)
 ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・石綿含有成形板の除去
 除去対象範囲 (図示)
 除去した石綿含有成形板の処分
 ・石綿含有せっこうボード
 ※埋立処分(管理型最終処分場)
 ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
 ・埋立処分(安定型最終処分場)
 ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

石綿含有建材除去後の仕上げ工事 (図示)

分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法	
		手作業	手作業、機械作業併用
・解体工事	・造成等の工事	・	・
	・基礎の工事	・	・
	・基礎ぐいの工事	・	・
	・上部構造部分の工事	・	・
	・外装の工事	・	・
	・屋根の工事	・	・
○修繕・模様替	・造成等の工事	・	・
	・基礎の工事	・	・
	・基礎ぐいの工事	・	・
	・上部構造部分の工事	・	・
・工作物	○外装の工事	○	・
	・屋根の工事	・	・
	・建築設備工事	・	・
	・内装等の工事	・	・
・その他()	・	・	・

・特定建設資材廃棄物の発生材の処理

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化等をする施設の 名称・住所 (km)	等
・コンクリート		等
・コンクリート及び鉄から成る建設資材		等
・木材		等
・アスファルト		等
・コンクリート		等

○特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理

種類	再資源化	処理施設の名称 ・住所 (km)	等
金属くず	※する ・しない		等
	※する ・しない		等

下表の技能検定の職種及び作業の種別を適用する。(1.5.2) [1.6.2]

工事種目	技能検定 職種	技能検定 作業
・仮設工事	とび	とび作業
・鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
・コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート 圧送施工	コンクリート圧送工事作業
・鉄骨工事	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
・コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形型枠板工事	ブロック建築 工法 施工	コンクリートブロック工事作業 エーアールシーパネル工事作業
○防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系シート防水工事作業 シーリング防水工事作業
		改質アスファルトシート トーチ工法防水工事作業 FRP防水工事作業
・石工事	石材施工	石張り作業
・タイル工事	タイル張り	タイル張り作業
・木工事	建築大工	大工工事作業
・屋根及びとい工事	建築板金 スレート施工	内外装板金作業 スレート工事作業
・金属工事	内装仕上施工 建築板金	鋼製下地工事作業 内外装板金作業
○左官工事	左官	左官作業
・建具工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工	金属製カーテンウォール工事作業 ビル用サッシ工事作業 ガラス工事作業
・カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工 ガラス施工	金属製カーテンウォール工事作業 ビル用サッシ工事作業 ガラス工事作業
○塗装工事	塗装	建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	プラスチック系床仕上工事作業 カーペット系床仕上作業 ボード仕上工事作業
	表装	壁装作業
・排水工事	配管	建築配管作業
・舗装工事	路面表示施工	溶融ペイントハンドマーカール工事作業 加熱ペイントマシンマーカール作業
○植栽工事	造園	造園工事作業

○ 技能士

○ 完成時の提出図書 (部数は監督職員の指示による)

(1.7.1~3) [1.8.1~3]
 工事完成時に下記の図書を監督職員に提出する。なお、当該建築物の取得する施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲する。

完成図等
 ※完成図 表1.8.1のうち施工図及び施工計画書を除くもの
 作成方法 ※CADで新規作成する
 ○既存CADデータの修正
 提出物 CADデータ一式 1部
 原図 A1 1部
 (3つ折りケース収納)
 陽面複写 A1 1部
 A3 1部
 (2つ折り製本)

・施工図 表1.8.1のうち施工図
 提出物 CADデータ一式 ●部
 原図 A1 ●部
 (3つ折りケース収納)
 (製本図書で原図として提出できないものは、原図にかわるもの)
 陽面複写 A1 ●部
 A3 ●部
 (2つ折り製本)

※施工計画書 表1.8.1のうち施工計画書
 提出物 A4 1部 (ファイルとじ)

・国有財産台帳付属図面
 図面 案内図、配置図(外構図)、求積図、平面図、屋根伏図、仕上表
 作成方法 ※CADで新規作成する
 ・既存CADデータの修正
 ・既存完成図の修正(下記のCADデータの提出は不要)
 提出物 原図 A3 ●部
 (作成については監督職員の指示による)
 CADデータ一式 ●部

保全に関する資料
 ・「管理者のための建築物保全の手引き」(建設大臣官庁官庁営繕部監修) 1冊
 ・建築物等の利用に:「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成する。
 提出物 A4判ファイル綴込み ●部 (関連工事と合本する。)

○保全に関する資料: 機器取扱い説明書、機器製作図、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要材料・機器一覧表等
 提出物 A4判ファイル綴込み 2部
 ・機器取扱い説明書: 宿舍等で共用部分を除く部分に設置した機器の取扱い説明書をまとめる。
 提出物 A4判ファイル綴込み ●部

・ 設備工事との取合い
 施工範囲 工事区分表による
 施工図 設備機器の位置、取り合いなどを検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

・ 設計GL
 ※図示 (図示) ・現状平均地盤

・ 契約後VE
 ・本工事は契約後VE方式対象工事とする。
 受注者がVE提案を行う対象は、○○工のうち○○に関する施工(または材料)とする。

・ 電子納品
 ※本工事は電子納品対象工事とし、対象書類は工事完成図(及び工事写真)とする。

・ 余裕期間制度
 ・適用する
 実工期: ●●●日間
 工事着手期限日: 令和○年○月○日

○ 監督職員事務所
 ・適用しない

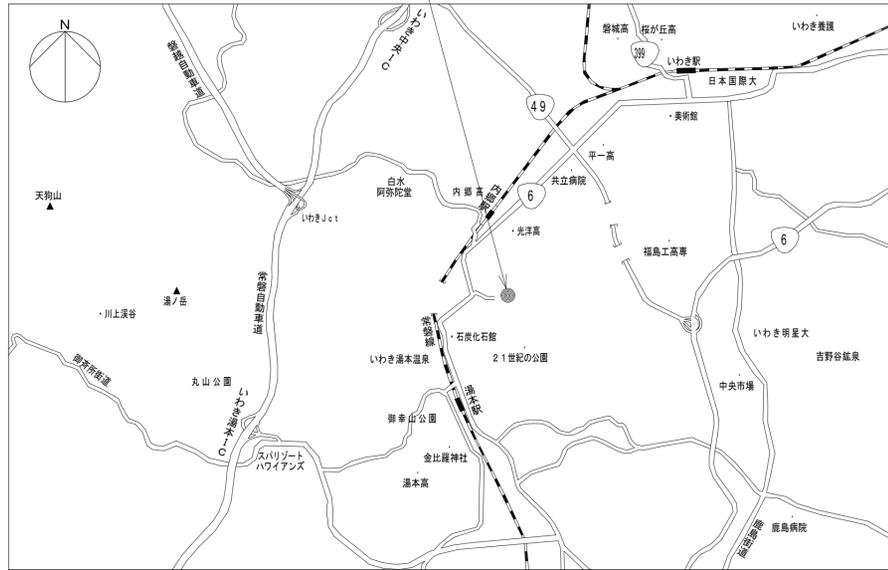
○ 工事用水及び電力
 ・設ける (2.3.1) [2.4.1]
 (規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は工事補足説明事項による。)
 ※設けない

工事用水 構内既存の施設
 ・利用できる(※有償・無償)
 ※利用できない

工事用電力 構内既存の施設
 ・利用できる(※有償・無償)
 ※利用できない

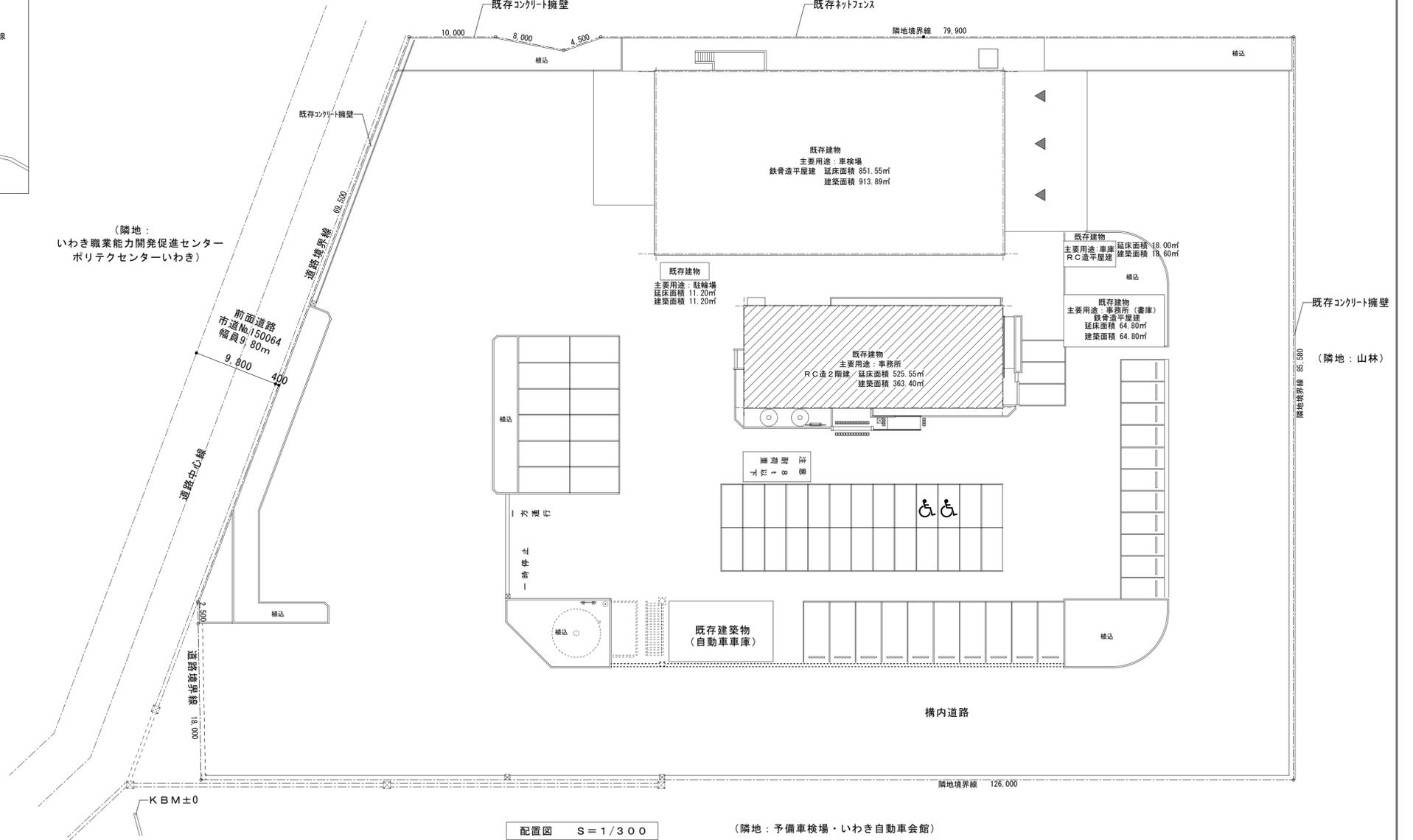
特記	資格/番号 氏名 印	資格/番号 氏名 印	検 図	製 図	 一級建築士事務所 有限会社 石山設計事務所 ISHIYAMA ARCHITECT & ASSOCIATES OFFICE 山形県事務所登録(1103)第1096号	工 事 名	いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事		図面番号	
	代表設計者	一級建築士 石山 徳昭	担当設計者	一級建築士/第367548号 青海川 蓮		石 山 青海川	図 名	改修特記仕様書(5)		05
		第200364号				2023.08.04 2023.08.01	作図年月日	2023年 8月 日		12
								縮尺	A1原 3倍 NON NON	

工事場所：福島県いわき市内郷綴町舟場1-135
 福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所



案内図

(隣地：
 いわき職業能力開発促進センター
 ポリテクセンターいわき)



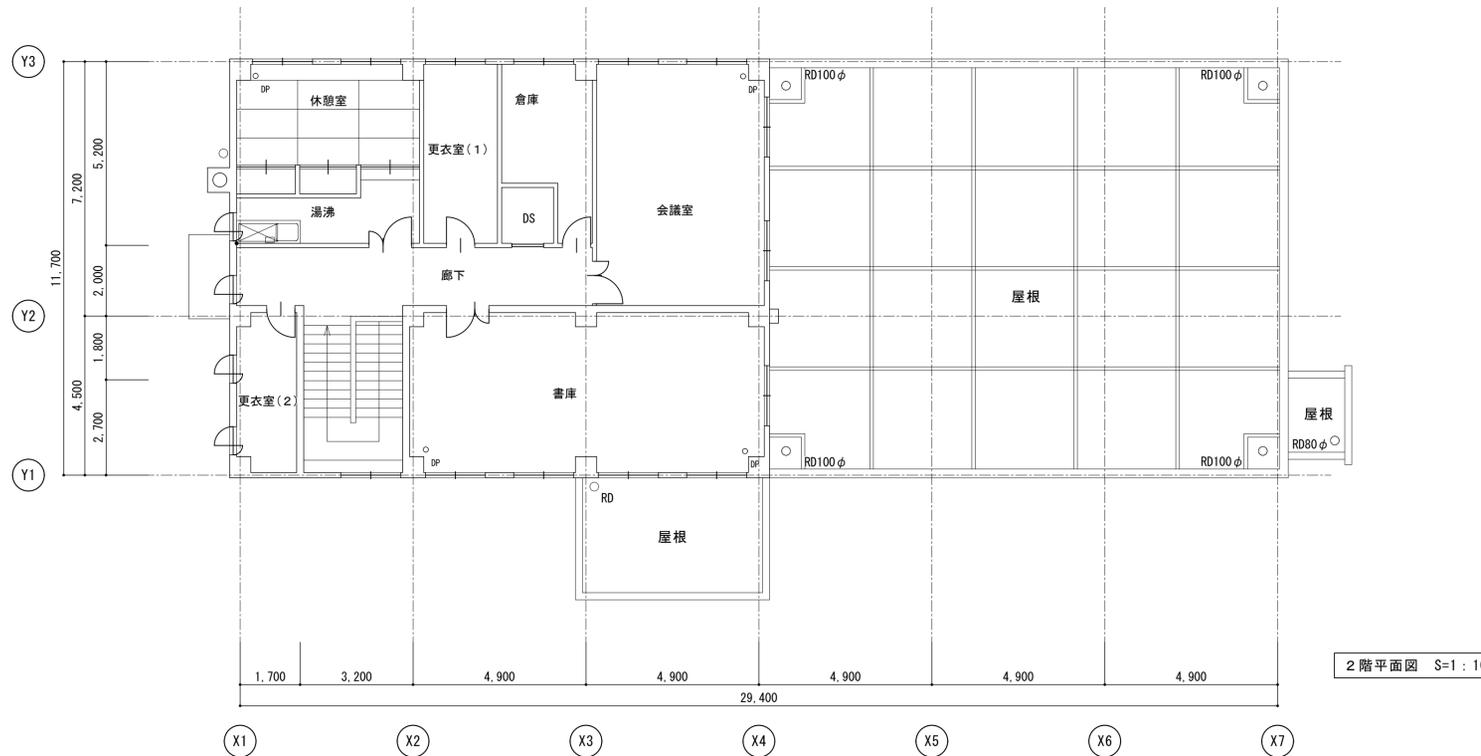
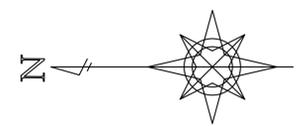
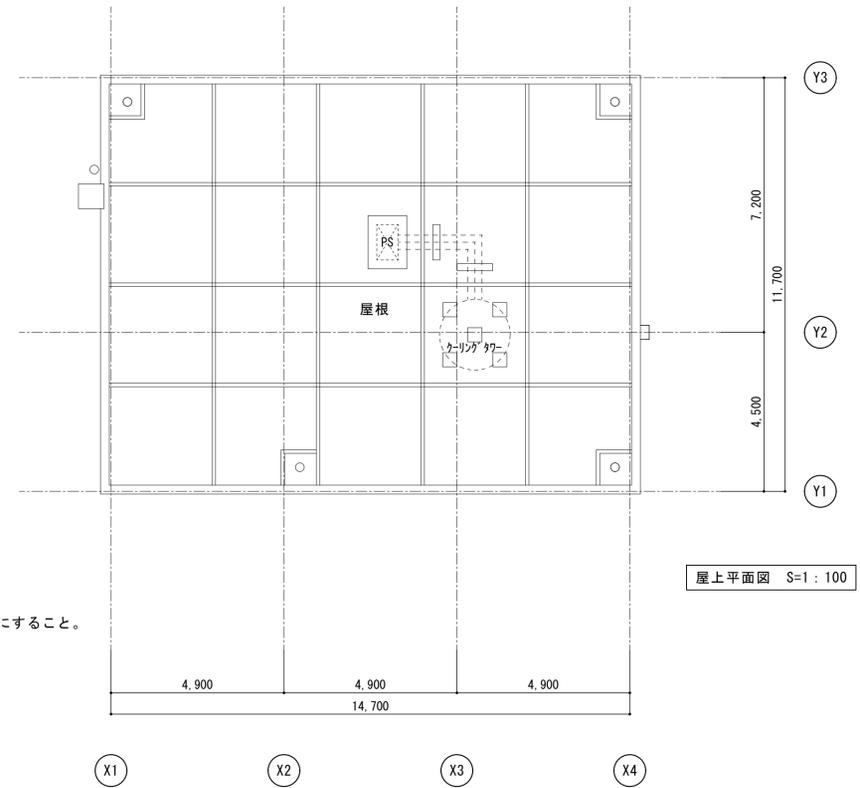
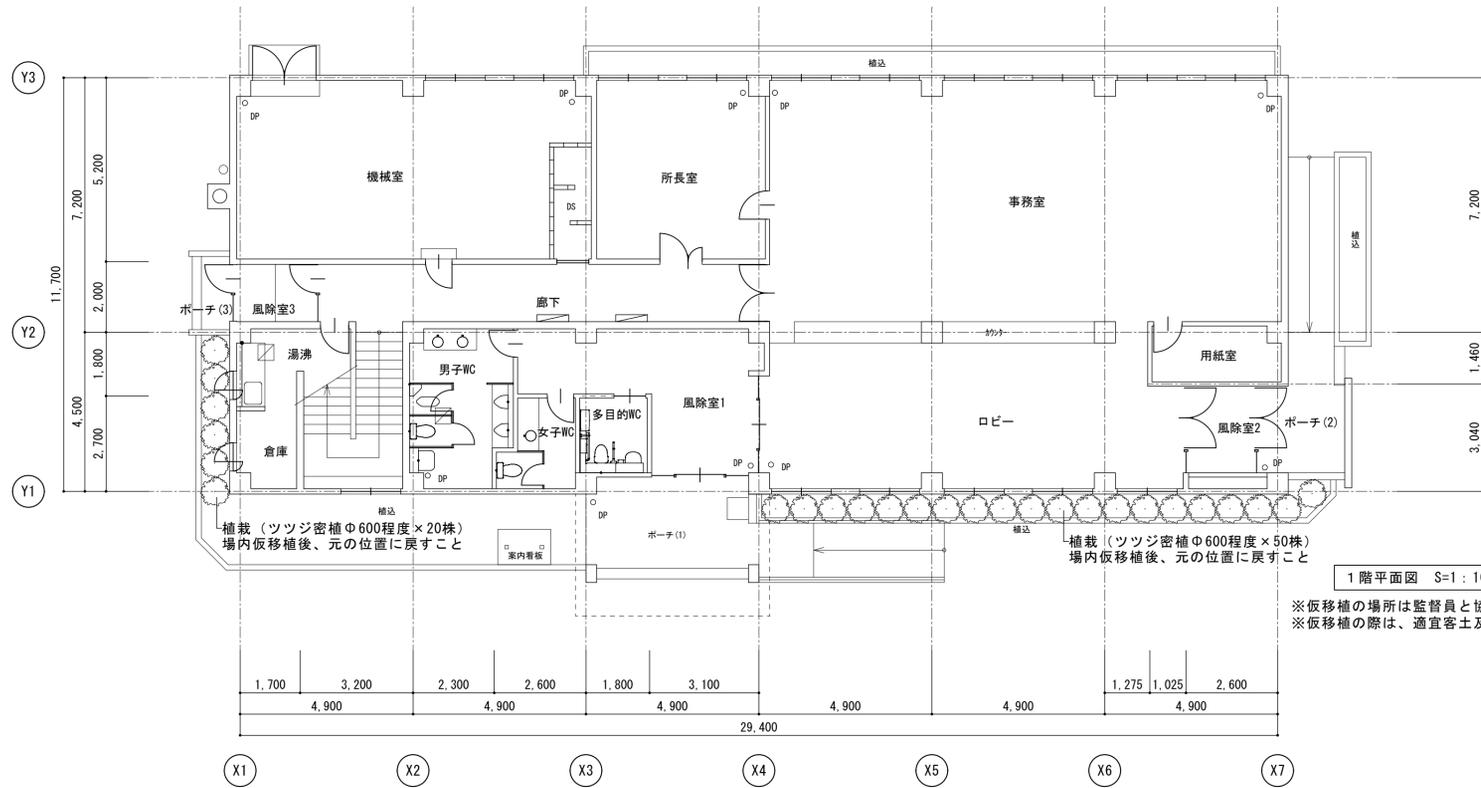
配置図 S = 1/300

(隣地：予備車検場・いわき自動車会館)

凡例

- : 工事対象建物
- ※仮設置場等は発注者との協議による

特 記	資格/番号 氏名 印	資格/番号 氏名 印	検 図	製 図	一級建築士事務所 有限会社 石山設計事務所 ISHIYAMA ARCHITECT & ASSOCIATES OFFICE 山形県事務所登録(1103)第1096号	工 事 名	いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事		図面番号
	代表 設計者	一級建築士 石山 徳昭 第200364号	担当 設計者	一級建築士/第367548号 青海川 達		2023.08.04 2023.08.01	図 名	案内図・配置図	
						作図年月日	2023年 8月 日	縮尺	A1版 1:300 A3版 1:600



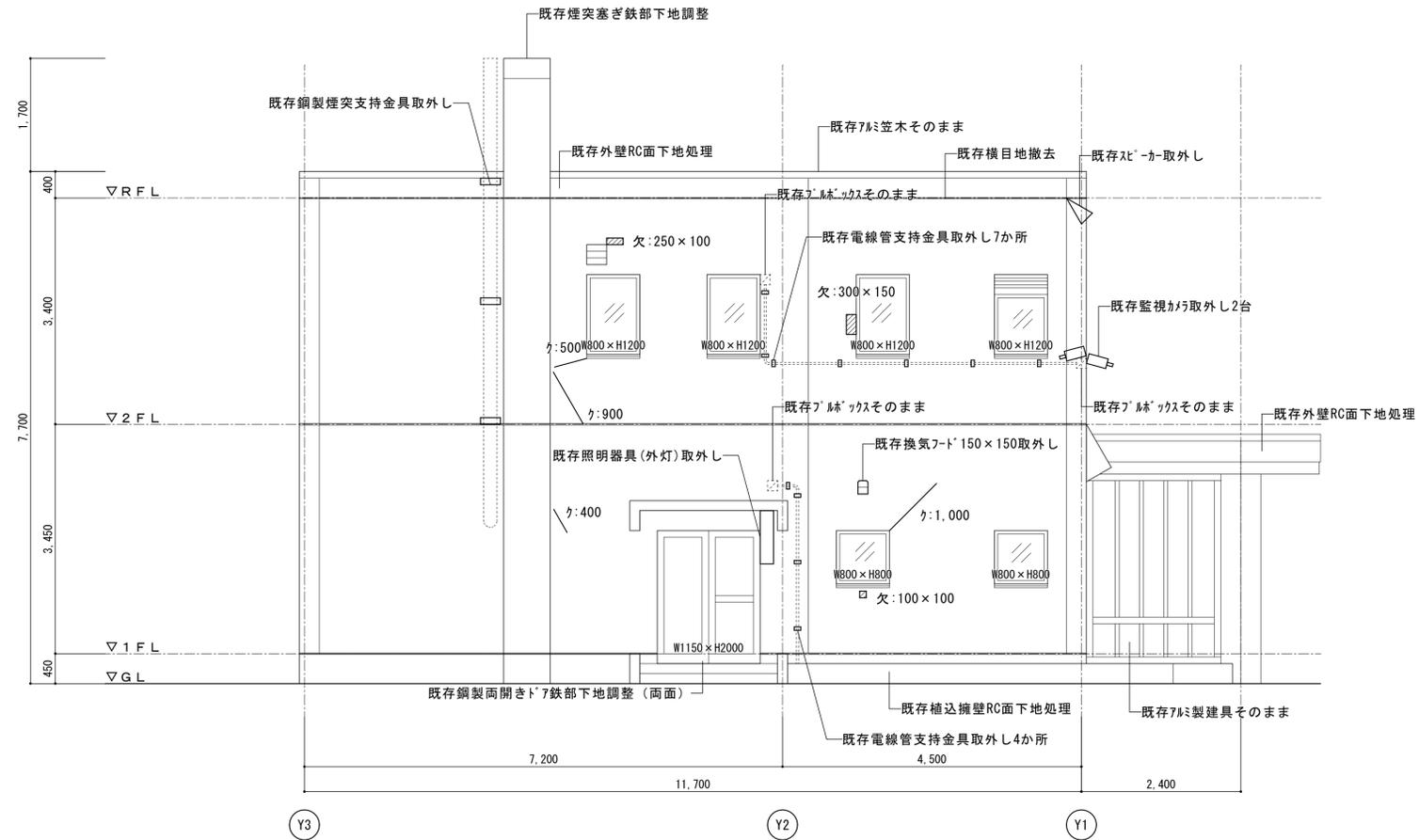
特 記	資格/番号 氏名 印	資格/番号 氏名 印	検 図	製 図	一級建築士事務所 有限会社 石山設計事務所 ISHIYAMA ARCHITECT & ASSOCIATES OFFICE 山形県事務所登録(1103)第1096号	工 事 名	いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事		図面番号	
	代表 設計者	一級建築士 石山 徳昭 第200364号	担当 設計者	一級建築士/第367548号 青海川 達		2023.08.04	2023.08.01	図 名	平面図	0.7 1.2
								作図年月日	2023年 8月 日	縮尺 A1版 1:100 A3版 1:200

改修前 北立面図 S=1:50

名称	改修前	改修後	備考等
外壁	マスチック塗材	可とう形改修塗材E	目地改修
基礎	マスチック塗材	可とう形改修塗材E	
開口部	アルミ製建具	既存そのまま	シーリング改修
笠木	鋼製建具	既存そのまま	シーリング、塗装改修
	アルミ笠木	既存そのまま	

名称	改修前	改修後	備考等	面積
外壁・擁壁仕上	下地調整 (高圧水洗浄)	可とう形改修塗材E	シリコン樹脂 さざ波状ローラー	110㎡
外壁塗膜	塗膜脆弱部撤去	カチン系モルタル下地材	サンダー/剥離剤	11.0㎡
外壁クラック	洗浄	エポキシ樹脂注入工法	0.2mm~1.0mm	2.8m
外壁欠損	鉄筋露出部錆止め	モルタル充填工法	100~350角	3か所
外壁シーリング	撤去	新設	MS-2 25×10	35.6m
建具周りシーリング	撤去	新設	MS-2 15×10	29.5m

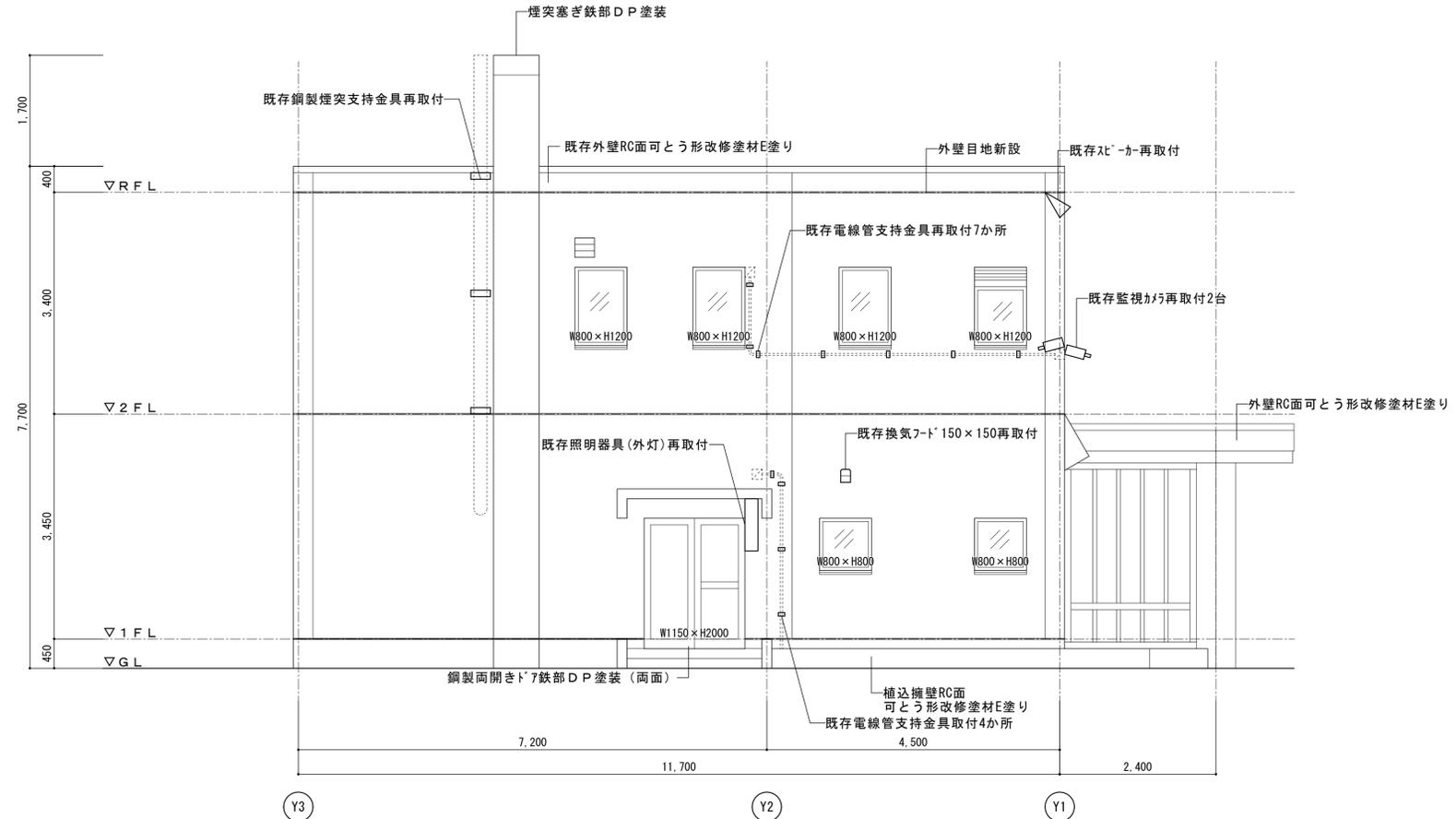
※既存外壁の10%程度を脆弱部とし、サンダー(飛散防止措置共)もしくは剥離剤にて撤去すること
 ※既存外壁仕上材は、石棉含有みなしとして処理すること
 ※取外した器具類は、保管もしくは仮留めとする
 ※再取付で止める際はシーリングを施すこと



北立面図 S=1:50

凡例
 ク:500 クラック位置、長さ(mm)を示す
 欠:100×100 欠損位置、サイズ(mm)を示す

改修後 北立面図 S=1:50



特 記	資格/番号	氏名	印	資格/番号	氏名	印	検図	製図	一級建築士事務所 有限会社 石山設計事務所 ISHIYAMA ARCHITECT & ASSOCIATES OFFICE 山形県事務所登録(1103)第1096号	工事名	いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事		図面番号	08
	代表設計者	一級建築士	石山 徳昭	第200364号	担当設計者	一級建築士/第367548号	青海川 達	2023.08.04		2023.08.01	図名	改修前・後 北立面図		12
	作図年月日	2023年 8月 日		縮尺	A1版 1:100	A3版 1:200								

改修前 南立面図 S=1:50

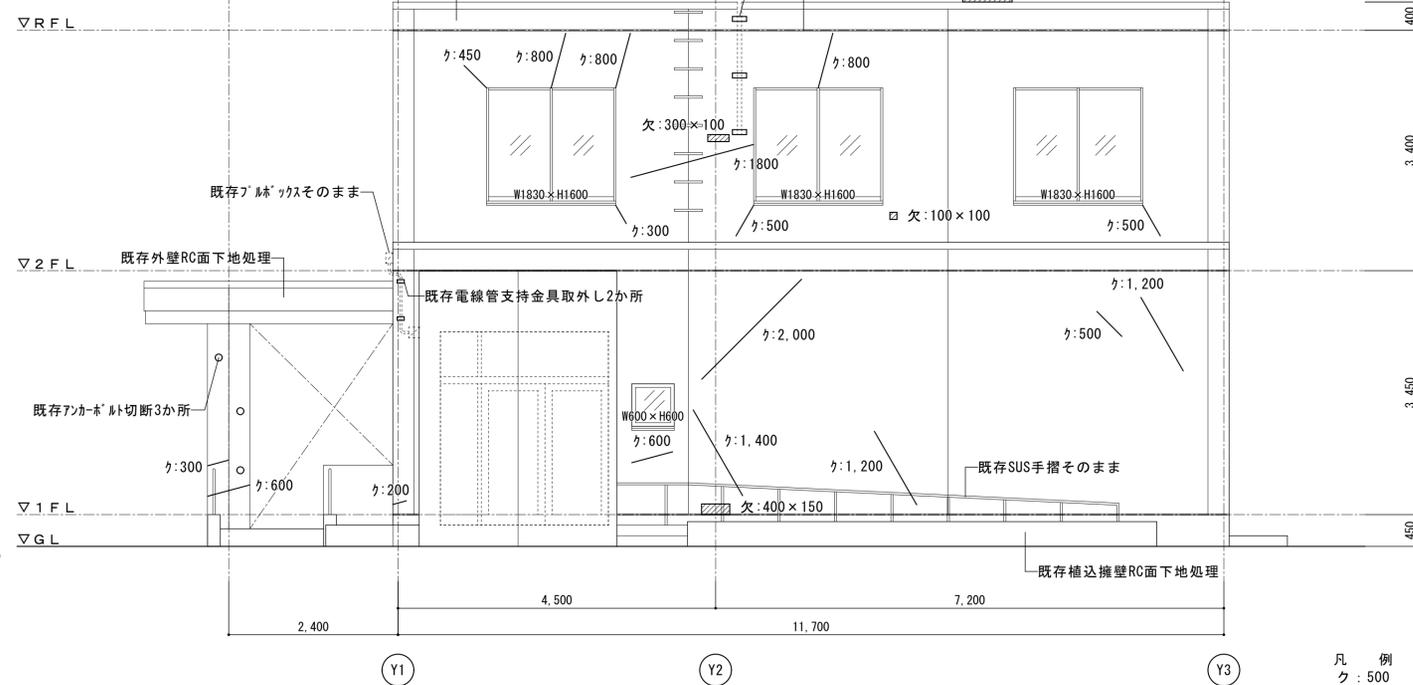
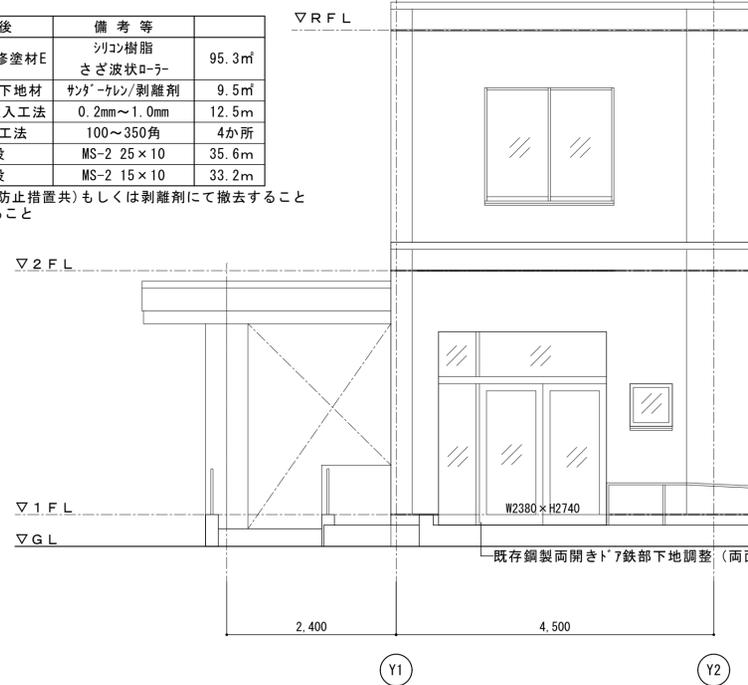
外部仕上リスト

名称	改修前	改修後	備考等
外壁	マスチック塗材	可とう形改修塗材E	目地改修
基礎	マスチック塗材	可とう形改修塗材E	
開口部	アルミ製建具	既存そのまま	シーリング改修
笠木	鋼製建具	既存そのまま	シーリング、塗装改修

改修概要リスト(南面)

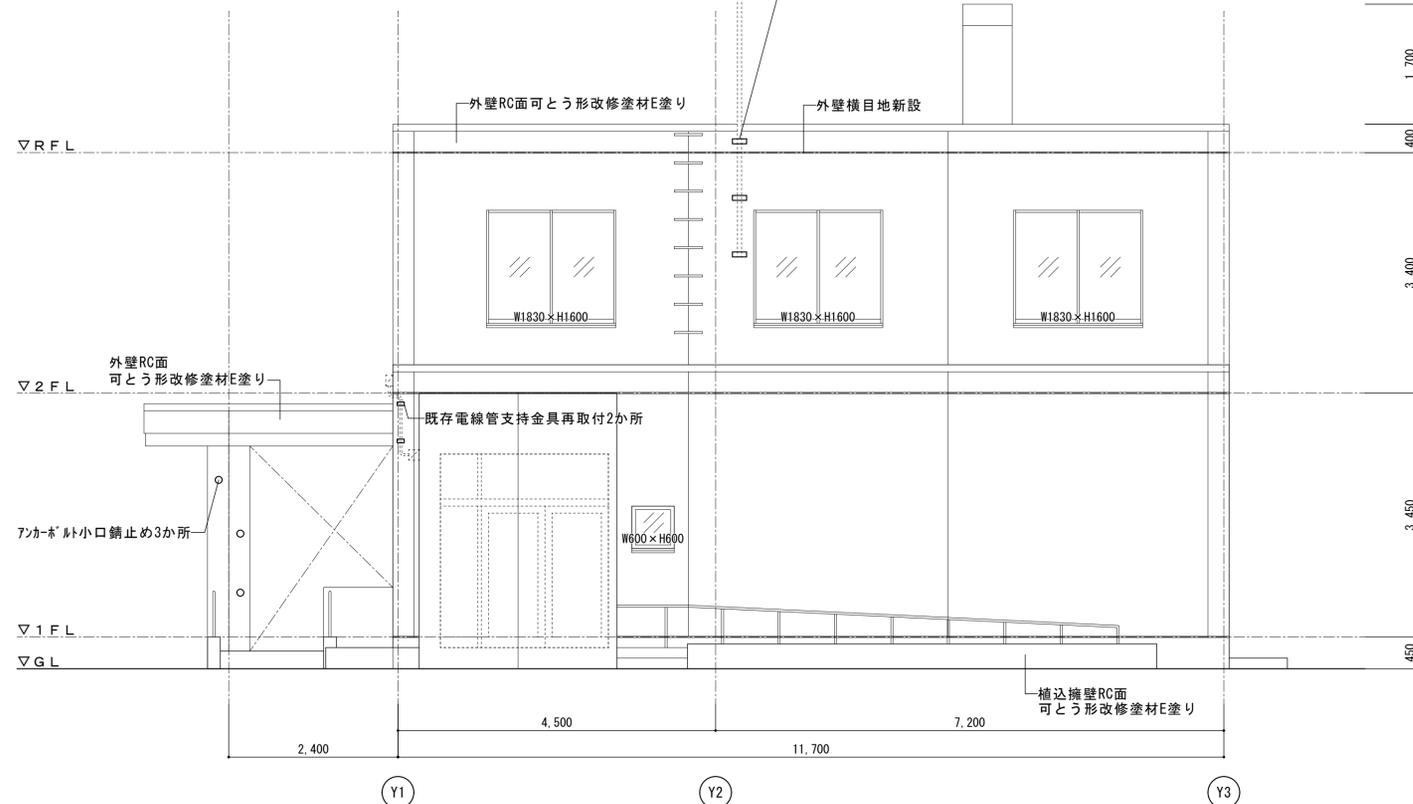
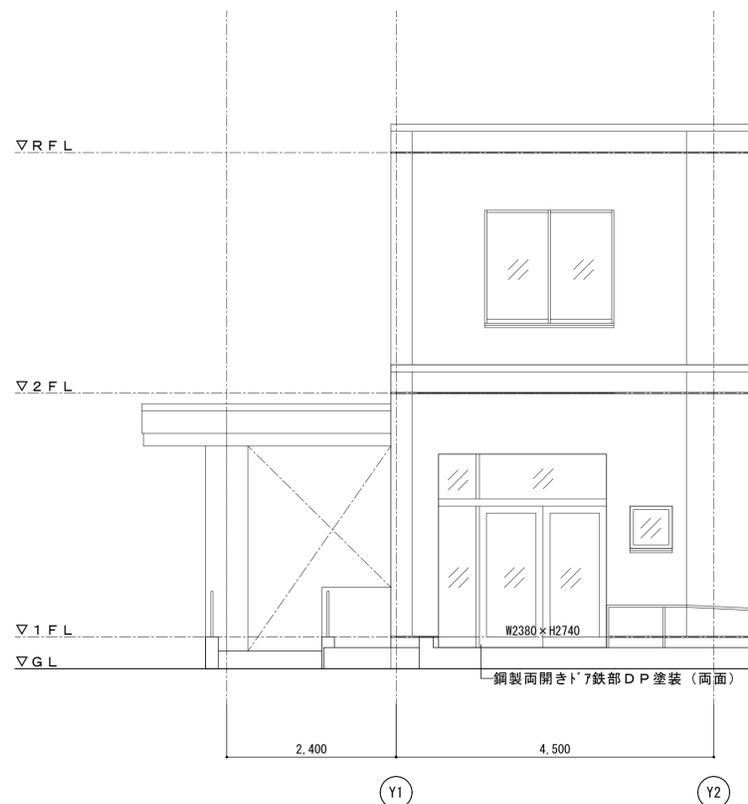
名称	改修前	改修後	備考等	面積
外壁・擁壁仕上	下地調整 (高圧水洗浄)	可とう形改修塗材E	シリコン樹脂 さざ波状ローラー	95.3㎡
外壁塗膜	塗膜脆弱部撤去	ガチン系セメント下地材	サンダーケレン/剥離剤	9.5㎡
外壁クラック	洗浄	エポキシ樹脂注入工法	0.2mm~1.0mm	12.5㎡
外壁欠損	鉄筋露出部錆止め	珪藻土充填工法	100~350角	4か所
外壁シーリング	撤去	新設	MS-2 25×10	35.6㎡
建具周りシーリング	撤去	新設	MS-2 15×10	33.2㎡

※既存外壁の10%程度を脆弱部とし、サンダーケレン(飛散防止措置共)もしくは剥離剤にて撤去すること
 ※既存外壁仕上材は、石綿含有みなしとして処理すること
 ※取外した器具類は、保管もしくは仮留めとする
 ※再取付でビス止めする際はシーリングを施すこと



凡例
 ク:500 クラック位置、長さ(mm)を示す
 欠:100×100 欠損位置、サイズ(mm)を示す

改修後 南立面図 S=1:50



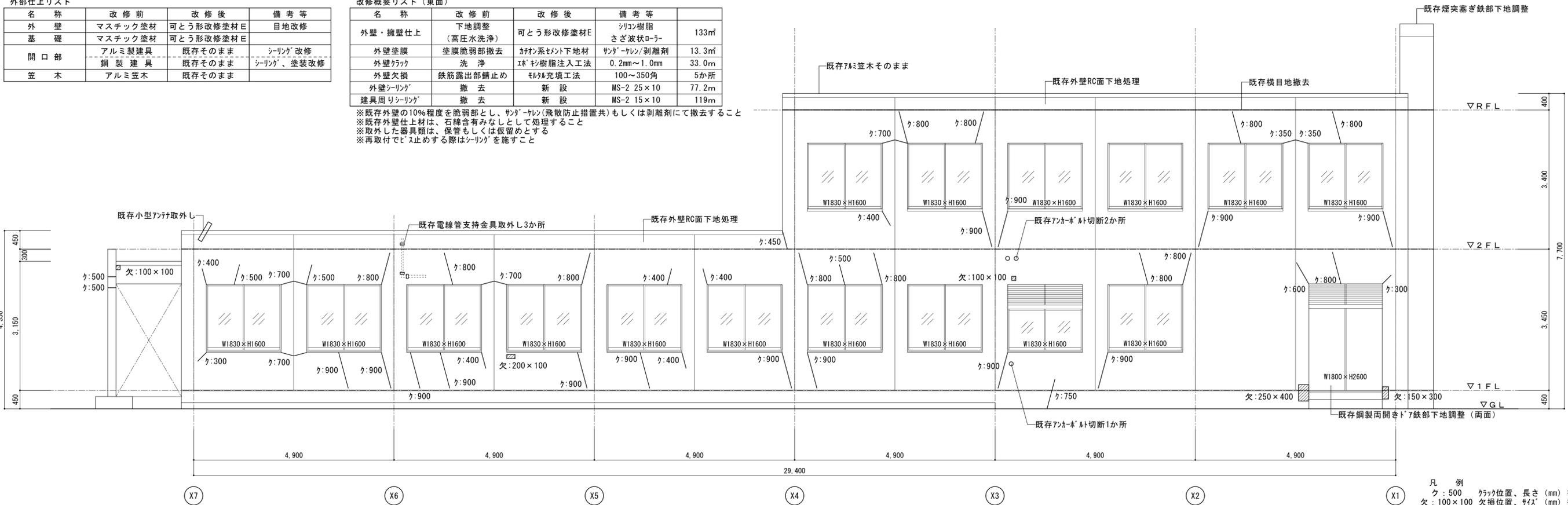
特 記	資格/番号 氏名 印	資格/番号 氏名 印	検 図	製 図	 一級建築士事務所 有限会社 石山設計事務所 ISHIYAMA ARCHITECT & ASSOCIATES OFFICE 山形県事務所登録(1103)第1096号	工 事 名	いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事	図面番号 09 12	
	代表 設計者	一級建築士 石山 徳昭 第200364号	担当 設計者	一級建築士/第367548号 青海川 蓮		2023.08.04	2023.08.01		図 名
						作図年月日	2023年 8月 日	縮尺	A1版 1:100 A3版 1:200

改修前 東立面図 S=1:50

外部仕上りリスト			
名称	改修前	改修後	備考等
外壁	マスチック塗材	可とう形改修塗材E	目地改修
基礎	マスチック塗材	可とう形改修塗材E	
開口部	アルミ製建具	既存そのまま	シーリング改修
	鋼製建具	既存そのまま	シーリング、塗装改修
笠木	アルミ笠木	既存そのまま	

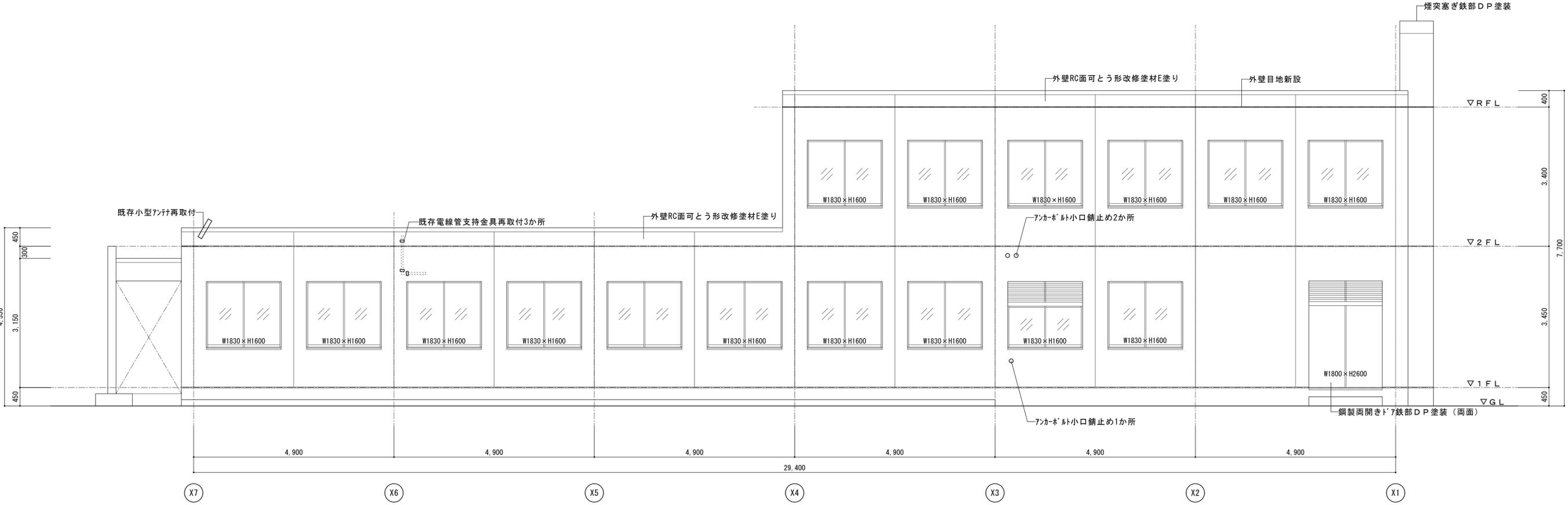
改修概要リスト (東面)				
名称	改修前	改修後	備考等	
外壁・擁壁仕上	下地調整 (高圧水洗浄)	可とう形改修塗材E	シリコン樹脂 さざ波状ローラー	133㎡
外壁塗膜	塗膜脆弱部撤去	可とう系セメント下地材	サンダーケレン/剥離剤	13.3㎡
外壁クラック	洗浄	エポキシ樹脂注入工法	0.2mm~1.0mm	33.0m
外壁欠損	鉄筋露出部錆止め	モルタル充填工法	100~350角	5か所
外壁シーリング	撤去	新設	MS-2 25×10	77.2m
建具周りシーリング	撤去	新設	MS-2 15×10	119m

※既存外壁の10%程度を脆弱部とし、サンダーケレン(飛散防止措置共)もしくは剥離剤にて撤去すること
 ※既存外壁仕上り材は、石綿含有みなしとして処理すること
 ※取外した器具類は、保管もしくは仮留めとする
 ※再取付でビス止めする際はシーリングを施すこと



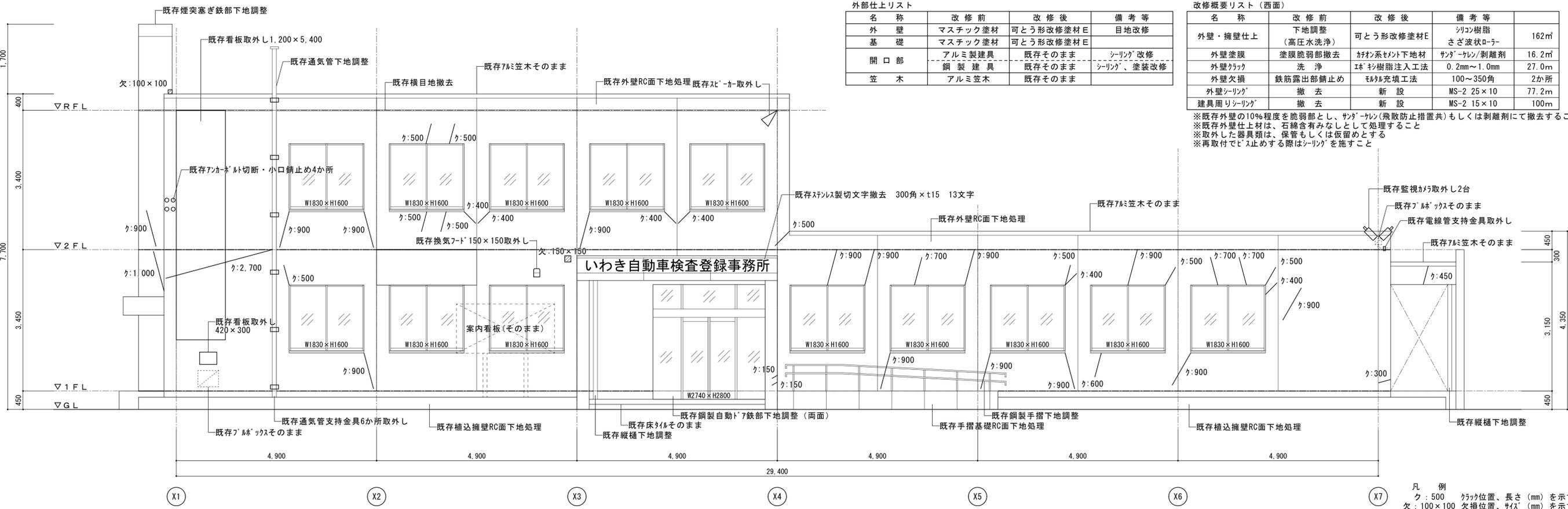
凡例
 ク:500 クラック位置、長さ (mm) を示す
 欠:100×100 欠損位置、サイズ (mm) を示す

改修後 東立面図 S=1:50



特 記	資格/番号 氏名 印	資格/番号 氏名 印	検 図	製 図	 一級建築士事務所 有限会社 石山設計事務所 ISHIYAMA ARCHITECT & ASSOCIATES OFFICE 山形県事務所登録(1103)第1096号	工 事 名	いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事	図面番号	10	
	代表 設計者	一級建築士 石山 徳昭 第200364号	担当 設計者	一級建築士/第367548号 青海川 達		2023.08.04	2023.08.01	図 名	改修前・後 東立面図	12
	作図年月日	2023年 8月 日	縮尺	A1版 1:100 A3版 1:200						

改修前 西立面図 S=1:50



外部仕上リスト

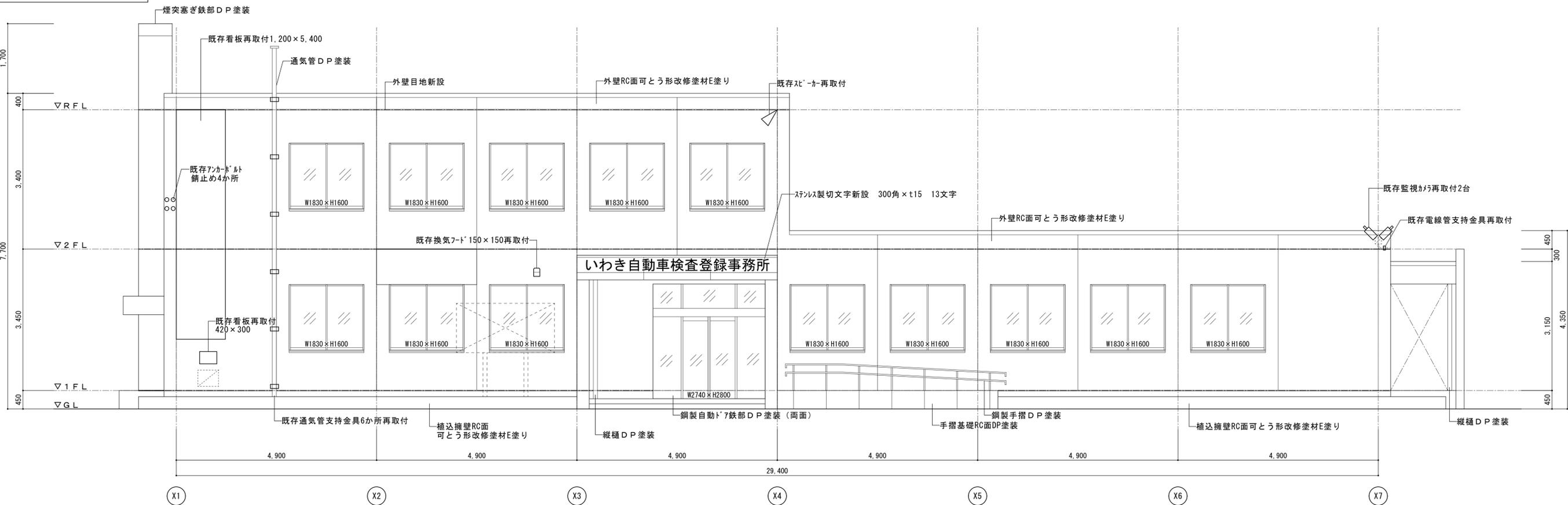
名称	改修前	改修後	備考等
外壁	マスチック塗材	可とう形改修塗材E	目地改修
基礎	マスチック塗材	可とう形改修塗材E	
開口部	アルミ製建具	既存そのまま	シーリング改修
笠木	アルミ笠木	既存そのまま	シーリング、塗装改修

改修概要リスト(西面)

名称	改修前	改修後	備考等	面積
外壁・擁壁仕上	下地調整 (高圧水洗浄)	可とう形改修塗材E	シリコン樹脂 さざ波状ローラー	162㎡
外壁塗膜	塗膜脆弱部撤去	カチン系セメント下地材	サグーレン/剥離剤	16.2㎡
外壁クラック	洗浄	Eポキシ樹脂注入工法	0.2mm~1.0mm	27.0㎡
外壁欠損	鉄筋露出部錆止め	モルタル充填工法	100~350角	2か所
外壁シーリング	撤去	新設	MS-2 25×10	77.2m
建具周りシーリング	撤去	新設	MS-2 15×10	100m

※既存外壁の10%程度を脆弱部とし、サグーレン(飛散防止措置共)もしくは剥離剤にて撤去すること
 ※既存外壁仕上材は、石綿含有みなしとして処理すること
 ※取外した器具類は、保管もしくは仮留めとする
 ※再取付で止める際はシーリングを施工すること

改修後 西立面図 S=1:50



凡例
 ク:500 クラック位置、長さ(mm)を示す
 欠:100×100 欠損位置、サイズ(mm)を示す

特 記	資格/番号 氏名 印	資格/番号 氏名 印	検 図	製 図	一級建築士事務所 有限会社 石山設計事務所 ISHIYAMA ARCHITECT & ASSOCIATES OFFICE 山形県事務所登録(1103)第1096号	工 事 名	いわき自動車検査登録事務所外壁修繕工事	図面番号	11
	代表設計者	担当設計者	2023.08.04	2023.08.01		図 名	改修前・後 西立面図	12	
	第200364号 石山 徳昭	第367548号 青海川 運				作図年月日	2023年 8月 日	縮尺 A1版 1:100 A3版 1:200	

